

総量削減計画の策定等に関する平成 28 年度第 1 回水質部会
における委員意見及びその対応について

| No. | 委員意見 | 対応 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>事業場に適用される総量基準と、その総量規制基準値を決めるために県が業種毎に定める評価値が同じレベルの名前に見えてしまうため、わかりにくい。意味が明確に伝わる表現方法を検討していただきたい。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、事業場に適用される総量規制基準を算出するための業種区分毎、時期区分毎の係数に相当する値として知事が定める濃度値については、「C値」として表現を統一しました。</p> <p>また、以上の「C値」に係る説明を、前回部会でお示しした「愛知県の『第8次総量規制基準』の基本的な考え方」に追記しました（別添1参照）。</p> |
| 2 | <p>事業場に複数の業種が存在する場合の総量規制基準は、業種毎に算出される汚濁負荷量の合計であることを、Σを用いるなどしてわかりやすく表現していただきたい。</p> | <p>水質汚濁防止法施行規則では、「一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における総量規制基準は、業種等ごとに算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。」旨が定められています。ご指摘を踏まえ、表現方法をわかりやすくするため、以上の内容を、総量規制基準の算式の説明に追記しました（別添1参照）。</p> <p>また、あわせて、総量規制基準の算出方法を具体例で示した参考資料を作成しました（別添2参照）。</p> |

※ 前回部会からの変更箇所を下線で示す。

愛知県の「第8次総量規制基準」の基本的な考え方

1 総量規制基準による規制について

(1) 適用対象

指定地域内の特定事業場^(注)のうち、日平均排出量が50m³以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）。

(注) 特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場

(2) 国が示した第8次総量規制基準の設定方法

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場ごとに排出水の汚濁負荷量の許容限度として知事が定めるものであり、COD、窒素含有量（以下「窒素」という。）、りん含有量（以下「りん」という。）について、以下の算式により定められる。

指定地域内事業場に複数の業種等が存在する場合の総量規制基準は、業種等ごとに算式により算定した値を合計した汚濁負荷量として定めるものとする。

$$\begin{array}{ll} \text{COD} & L_c = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{窒素} & L_n = (C_{no} \times Q_{no} + C_{ni} \times Q_{ni}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \\ \text{りん} & L_p = (C_{po} \times Q_{po} + C_{pi} \times Q_{pi}) \times 10^{-3} \quad (\text{kg/日}) \end{array}$$

Q：下表の時期区分別の特定排水^(注)の水量（単位：m³/日）

C：知事が下表の時期区分別水量ごと、環境大臣が定める総量規制基準に係る業種その他の区分（以下「業種等区分」という。）ごとに定める係数（濃度値、単位：mg/L）であり「C値」という。C値は、環境大臣が定める範囲（以下「C値範囲」という。）で定めることとされている。

(注) 特定排水：排水のうち、専ら冷却用、減圧用等、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。

| 時期区分別水量 | COD | 窒素 | りん |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| S55.6.30 以前の水量 | Q _{co} (C _{co}) | Q _{no} (C _{no}) | Q _{po} (C _{po}) |
| S55.7.1～H3.6.30 に増加した水量 | Q _{ci} (C _{ci}) | | |
| H3.7.1～H14.9.30 に増加した水量 | Q _{cj} (C _{cj}) | Q _{ni} (C _{ni}) | Q _{pi} (C _{pi}) |
| H14.10.1 以降に増加した水量 | | | |

(注) () は、時期区分別水量ごとに定めるC値を示す。

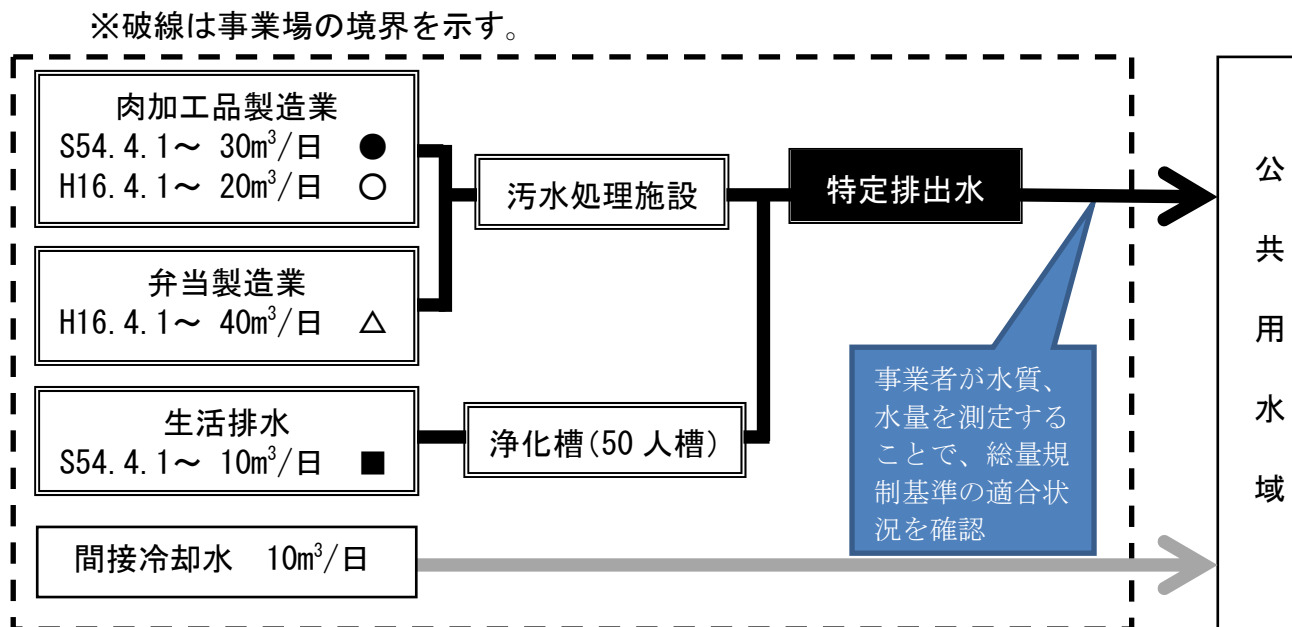
第7次C値の一例（窒素）

(単位：mg/L)

| 業種等の区分 | 排水の発生時期 | 国の定めるC値範囲 | | 県の定めるC値 |
|--------|-------------|-----------|----|-----------------------|
| | | 下限 | 上限 | |
| し尿処理業 | H14.9.30 以前 | 20 | 60 | 60 (C _{no}) |
| | H14.10.1 以後 | 10 | 40 | 30 (C _{ni}) |

総量規制基準の計算例

設置時期が異なる複数の業種に係る工程を有する指定地域内事業場を例に、CODに係る総量規制基準の計算例を示す。



CODに係る愛知県の7次C値

(単位：mg/L)

| 整理番号 | 業種その他の区分 | Cco | Cci | Ccj |
|-------|--|----------------------|-------------------------------|--------------------|
| | | S55.6.30 以前の水量に適用 | S55.7.1～ H3.6.30の 水量に適用 | H3.7.1 以降の水量に適用 |
| 5 | 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 | ● 40 | 40 | ○ 30 |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | 50 | 40 | △ 30 |
| 232 ア | し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの | ■ 60 | 40 | 40 |

当該指定地域内事業場に係るCOD総量規制基準は次の計算式で算出された値である。

$$\begin{aligned}
 L_c &= (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^{-3} \\
 &= (40 \times 30 + 40 \times 0 + 30 \times 20) \times 10^{-3} \quad \leftarrow \text{肉加工品製造業分} \\
 &\quad + (50 \times 0 + 40 \times 0 + 30 \times 40) \times 10^{-3} \quad \leftarrow \text{弁当製造業分} \\
 &\quad + (60 \times 10 + 40 \times 0 + 40 \times 0) \times 10^{-3} \quad \leftarrow \text{生活排水分} \\
 &= 1.8 + 1.2 + 0.6 \\
 &= 3.6 \text{ (kg/日)}
 \end{aligned}$$

この事業者は、CODの汚濁負荷量が3.6 kg/日を超過しないよう、公共用水域に排出する特定排出水の濃度及び水量を管理しなければならない。